

「浪江町ADR集団申立て」に係る和解仲介 手続きの打ち切りに関する声明

原発事故に伴い、浪江町が町民約 15,000 人の代理人となって行ったADR集団申立ては、平成 30 年 4 月 5 日、ADRセンターによる和解仲介の手続きが打ち切られた。

ADR集団申立てに関しては、議会としても、町民一律の迅速な救済が可能と判断し、共に行動を起こしたものであるが、残念な結果となってしまった。

原発災害は、家庭、地域を崩壊させ、特に浪江町は、線量の高い地域に避難したこともあり、町民の将来に大きな不安を残すことになった。昨年 3 月末、帰還困難区域を除いて避難指示は解除されたものの、本年 3 月末現在の居住人口は、わずか 703 人で、今なお苦渋の避難生活が続いている。

このような状況を踏まえれば、ADRセンターが示した和解案は、満足のいくものではないにしろ、妥当なものであったと考えられる。町側では、この和解案を受諾したが、東電は、「尊重する」とはしながらも、これを受諾することなく、拒否し続けた。その結果、今回、和解仲介の手続きが打ち切りという事態に至ったものであり、この東電の対応には、大きな憤りを覚える。

和解案提示から 4 年、その歳月は長く、この間に亡くなった申立人も 2 月末現在で 846 名いることを考えれば、事故の責任者、加害者でありながら、その責任を全うしようとしめない東電の姿勢は、言語道断であるとともに、自らが示した「3つの誓い」にも反しており、誠に遺憾である。

また、一方で、これを和解へと導くことのできなかつたADRセンターの役割は何なのか。司法に代わる簡易・迅速な被災者救済制度とはいっても、それが有効に機能しないのであれば、その存在意義は薄れ、存立も危ぶまれる事態となったのではないかと。より実効力のある制度とするためにも、強制力を伴った権限の強化、制度改正が望まれる。

浪江町議会としても、これまで各省庁や県、東電に対し、幾度となく要望・要求活動を行ってきた（「取り組み経過」参照）。にもかかわらず、このような事態となったことは甚だ残念ではあるが、支援弁護団の先生方を始め、ご支援をいただいた関係者の皆様には感謝を申し上げたい。

今後は、町による住民説明会も予定されていることであり、これらを通じて町民の皆様の見解等を伺いながら、町と連携し、町民に寄り添った議会活動を進めていく所存である。

平成 30 年 5 月 16 日

浪江町議会議長 紺野 榮重

<議会としてのADR申立て取り組み経過>

平成 25 年

3 月 15 日 〔定例会〕町長提案の「浪江町原子力損害賠償請求に係る支援に関する条例」を可決

(平成 25 年 5 月 29 日 浪江町 ADR 集団申立て)

(平成 26 年 3 月 20 日 ADR 和解案提示)

平成 26 年

6 月 17 日 〔定例会〕議会提案の「原子力損害賠償紛争解決センター和解案の速やかな受諾を求める決議」、「原子力損害賠償紛争解決センター和解案の速やかな受諾を求める意見書」を可決、関係機関へ提出

6 月 23 日 〔要求・要望活動〕「原子力損害賠償紛争解決センター和解案の速やかな受諾を求める要求書（要望書）」を東電及び関係機関へ提出

7 月 25 日 〔要求・要望活動〕「浪江町民の原子力損害賠償紛争解決センター集団申立て和解案に対する東電の早期全面受諾を求める要求書（要望書）」を東電及び関係機関へ提出

平成 28 年

1 月 22 日 〔要求・要望活動〕「浪江町 ADR 集団申立て和解案受諾要求書（要望書）」を東電及び関係機関へ提出

(平成 29 年 2 月 14 日 高齢者 1 名について和解成立)

平成 29 年

12 月 21 日 〔要求・要望活動〕「浪江町 ADR 集団申立てに関する要求書（要望書）」を東電及び関係機関へ提出

(平成 30 年 4 月 5 日 和解仲介手続き打ち切り通知)

上記のほか、国への各種要望活動や原子力災害現地対策本部長との意見交換会等において提出した要望書の中でも、国や関係機関が東電を、ADR 和解案を尊重・受諾するよう指導することを求めている。